

出水市原子力災害避難計画

令和3年12月

目 次

第1章 計画の基本的事項	
第1節 本計画の位置付け	1
第2節 本計画の性格	1
第2章 避難に当たっての基本的な考え方	
第1節 避難対象区域の範囲	2
第2節 避難等の対応方針	4
第3章 避難等に関する情報伝達	
第1節 伝達手段	9
第2節 伝達経路	10
第3節 伝達内容	11
第4章 避難誘導及び住民の輸送	
第1節 地域ごとの避難所、バス等避難時の集合場所、避難経路	14
第2節 輸送計画	28
第3節 避難の誘導・避難状況の確認	28
第5章 要配慮者等への対応	
第1節 施設入所者への対応	30
第2節 在宅の避難行動要支援者への対応	30
第3節 外国人に対する避難支援	30
第4節 一時滞在者に対する避難支援	30
第5節 学校等施設における対応	30
第6章 避難所等における医療体制	
第1節 緊急被ばく医療	31
第2節 避難者の健康管理	31
資料	
原子力災害対策指針抜粋	32

第1章 計画の基本的事項

第1節 本計画の位置付け

本計画は、本市の原子力災害対策の基本となる「出水市地域防災計画（原子力災害対策編）」（以下「地域防災計画」という。）に基づき、川内原子力発電所で市民等に影響を及ぼす事故が発生した場合の住民等の避難等の実施について、必要な事項を定める。

なお、本計画は、原子力規制委員会が定める「原子力災害対策指針」等の見直しが行われた場合には、必要に応じて見直しを行うものとする。

第2節 本計画の性格

地域防災計画では、原子力災害対策を「原子力災害事前対策」、「緊急事態応急対策」、「複合災害時対策」、「原子力災害中長期対策」の4段階で定めている。

本計画は、「原子力災害対策特別措置法」（以下（原災法）という。）第15条に基づく「原子力緊急事態宣言」が発出された場合の緊急事態応急対策のうち、初期対応として実施する放射線等からの防護措置等を迅速かつ円滑に実行するため、川内原子力発電所における事故等の連絡を受けた直後から住民等の避難完了までの対応について定めるものとする。

第2章 避難に当たっての基本的な考え方

第1節 避難対象区域の範囲

避難対象区域については、地域防災計画において、「原子力災害対策を重点的に実施すべき地域（以下「原子力災害対策重点区域」という。）」の範囲として定めている川内原子力発電所から概ね30kmの範囲である緊急時防護措置を準備する区域（以下「UPZ」という。）とする。

【UPZ外の防護措置】

※ UPZ外の住民等に係る放射線の環境影響の状況に応じた防護措置については、基本的にUPZ内の住民等に係る防護措置を実施する基準に照らして、国の指示等により実施する。

【避難対象区域内の自治会等】

		U P Z
		地 域 地 区 (自 治 会)
出水市	出 水	定之段、君名川、宇都野々、小原上、小原下
	西 出 水	小木場、平岩、丸塚、栗毛野、江川野、清水、上中、下中、上屋、野添、政所、花立東、花立西、上大野原、下大野原、西大野原、東大野原、鶴見、上屋団地
	荘	荘上、荘下、荒崎
	高 尾 野	上の原、上り立、太鼓橋、千間山、松ヶ野、大久保、御岳、野平、浦、昭興、本町、大野原、東町、町、中里、麓、麓団地、萩の尾、大和、柴引、柴引団地、野添上、野添下、砂原、中屋敷、本城、内野々下、内野々上、石坂、表上、下高尾野上、下高尾野下、唐笠木、昭和、鶴里、松ノ元、上水流、ウッドタウン、星原、西水流
	江 内	旧番所、荒崎、冷筋、上冷筋、段、南方、木牟礼、木串、連尺野、小島、西下り松、東下り松、浦窪、上浦窪
	野 田	尾毛無、上特手、越地、川平、久木野、大久、大丸、受口、下特手、涼松、籠土山、青木原、野角、天神、大日、地藏、仮屋、加治屋町、別府、町、春町、西通、仲町、岩元、本町、八幡、上田多園、田多園、瀬戸、中郡、屋地、旭、上餅井、下餅井、女子高白梅寮

【原子力災害対策重点区域（UPZ）】



※ 鹿児島県作成「原子力防災のしおり」より

----- : 20 km圏内

————— : 30 km圏内

第2節 避難等の対応方針

1 防護措置の準備及び実施

防護措置の準備及び実施については、地域防災計画「第1章第8節」や「原子力災害対策指針」に基づき、U P Z内の防護措置は、「屋内退避」を基本とし、放射性物質の放出後は、緊急時モニタリングによる測定結果を踏まえて、「避難」や「一時移転」を行うこととする。

(1) 放射性物質放出前の防護措置

原子力発電所の状態等（設備や放射性物質の閉じ込め機能の状態、外的事象の発生等）に基づき、設定された基準である緊急事態区分及び緊急時活動レベル（以下「EAL」という。）における、3つの区分に応じて、防護措置を実施するものとする。

このほか、九州電力との「川内原子力発電所に係る原子力防災に関する協定書」第2条第2項に規定する「異常時における連絡」の際にも、必要な対応を実施するものとする。

【EALの3つの区分】

※ 警戒事態

その時点では公衆への放射線による影響やそのおそれ緊急のものではないが、原子力発電所における異常事象の発生又はそのおそれがあるため、情報収集や緊急時モニタリングの準備、施設敷地緊急事態要避難者の避難等の防護措置の準備を開始する必要がある段階。

※ 施設敷地緊急事態

原子力発電所において公衆に放射線による影響をもたらす可能性のある事象が生じたため、原子力施設周辺において緊急時に備えた避難等の主な防護措置の準備を開始する必要がある段階。

※ 全面緊急事態

原子力発電所において公衆に放射線による影響をもたらす可能性が高い事象が生じたため、重篤な確定的影響を回避し、又は最小化するため、及び確率的影響のリスクを低減するため、迅速な防護措置を実施する必要がある段階。

(2) 放射性物質放出後の防護措置

放射性物質が環境に放出された場合、緊急時モニタリングによる測定結果に基づき、防護措置の実施を判断する基準である「運用上の介入レベル」（以下「OIL」という。）と照らし合わせ、必要な防護措置を実施するものとする。

【OIL(運用上の介入レベル)】

環境への放射性物質の放出後、主に確率的影響の発生を低減するための防護措置を実施する際の判断基準。空間放射線量率や環境試料中の放射性物質の濃度等により判断する。

※ OIL2

1日内を目途に区域を特定し、地域生産物の摂取を制限するとともに、住民等を一週間程度内に一時移転をさせるための基準。一時間当たり $20\mu\text{Sv}$ が基準値。

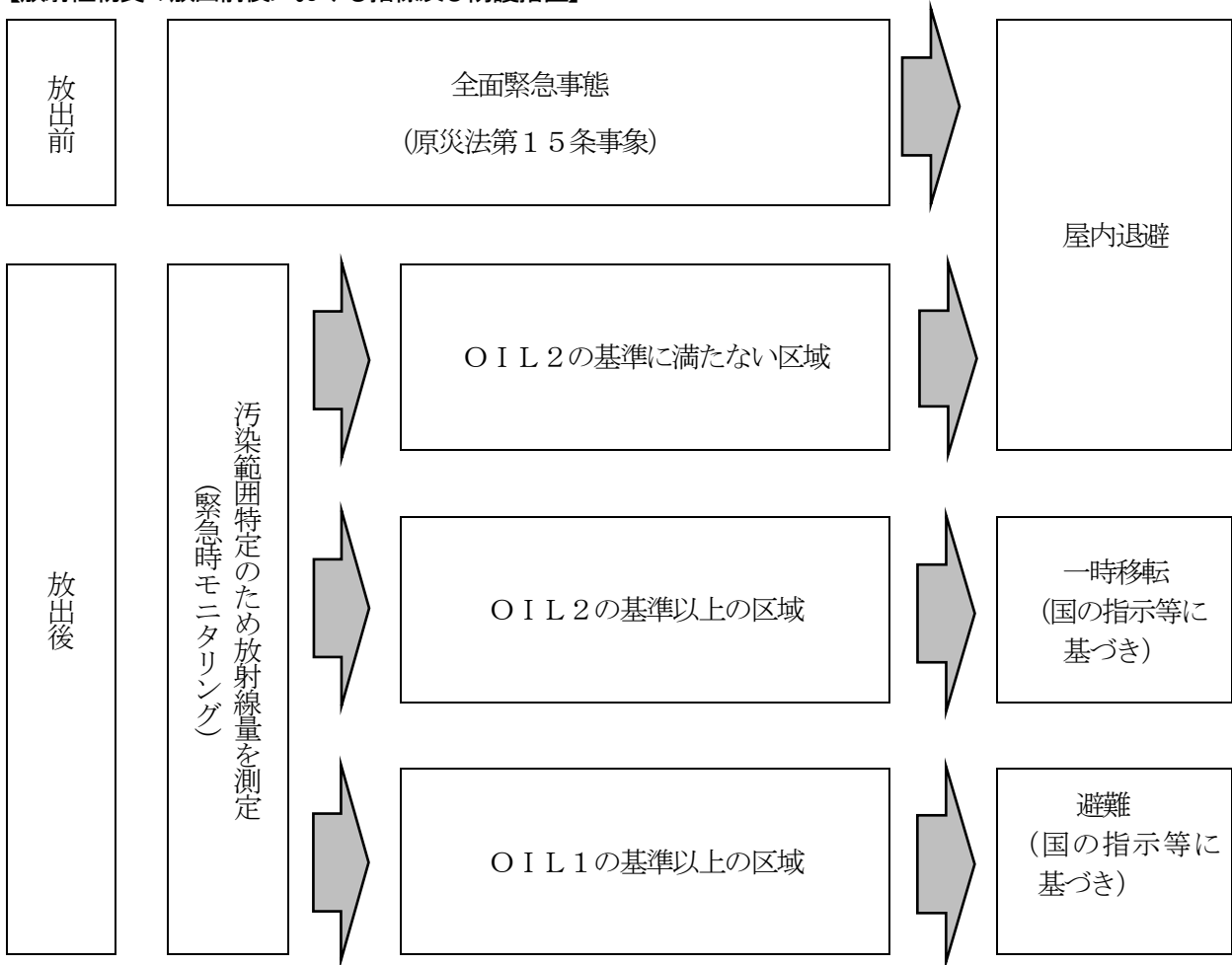
※ OIL1

数時間内を目途に区域を特定し、避難等をさせるための基準、一時間当たり $500\mu\text{Sv}$ が基準値。

【EALやOIL等に応じた防護措置】

		区分	本市の対応	住民等の行動
放射線物質の放出前	EAL	異常時における連絡 (九州電力からの通報連絡)	<ul style="list-style-type: none"> 要員参集 情報収集、連絡体制の構築 (災害警戒本部の設置) 住民等への情報伝達 	<ul style="list-style-type: none"> 今後の情報等に留意
		警戒事態 (九州電力からの通報連絡)	<ul style="list-style-type: none"> 要員参集 情報収集、連絡体制の構築 (災害対策本部・現地災害対策本部の設置) 平常時モニタリングの強化 住民等への情報伝達 	<ul style="list-style-type: none"> 今後の情報等に留意
		施設敷地緊急事態 (県・九州電力からの通報連絡、 国県からの指示等)	<ul style="list-style-type: none"> 要員参集 情報収集、連絡体制の構築 緊急時モニタリングの実施 住民等への情報伝達 今後の情報について住民等への注意喚起 屋内退避準備 	<ul style="list-style-type: none"> 今後の指示、情報等に留意 屋内退避の準備
		全面緊急事態 (県・九州電力からの通報連絡、 国県からの指示等)	<ul style="list-style-type: none"> 国及び他自治体への応援要請 緊急時モニタリングの実施 屋内退避の実施 住民等への情報伝達 今後の情報について住民等への注意喚起 安定ヨウ素剤の服用準備 避難、一時移転、体表面除染の準備 (避難・一時移転先、輸送手段、スクリーニング場所の確保等) 	<ul style="list-style-type: none"> 屋内退避の実施 今後の指示、情報等に留意 避難、一時移転の準備
放射線物質の放出後	OIL	OIL 2 の基準以上の区域 (一時間当たり $20 \mu\text{Sv}$ が基準値)	<ul style="list-style-type: none"> 緊急時モニタリングの実施 住民等への情報伝達 今後の情報について住民等への注意喚起 一時移転、体表面除染の実施 必要に応じて、安定ヨウ素剤の配布・服用指示等 	<ul style="list-style-type: none"> 今後の指示、情報等に留意 一時移転の実施(国の指示等に基づき) 必要に応じて、安定ヨウ素剤の服用
		OIL 1 の基準以上の区域 (一時間当たり $500 \mu\text{Sv}$ が基準値)	<ul style="list-style-type: none"> 緊急時モニタリングの実施 住民等への情報伝達 今後の情報について住民等への注意喚起 避難、体表面除染の実施 必要に応じて、安定ヨウ素剤の配布・服用指示等 	<ul style="list-style-type: none"> 今後の指示、情報等に留意 一時移転の実施(国の指示等に基づき) 必要に応じて、安定ヨウ素剤の服用

【放射性物質の放出前後における指標及び防護措置】



○ 避難及び一時移転 (※原子力災害対策指針参照)

避難及び一時移転は、いずれも住民等が一定量以上の被ばくを受ける可能性がある場合に、採るべき防護措置であり、放射性物質又は放射線の放出源から離れることにより、被ばくの低減を図るものである。

- ・ **避難** 空間放射線量率が高い又は高くなるおそれのある地点から速やかに離れるため、緊急に実施するもの。
- ・ **一時移転** 緊急の避難が必要な場合と比較して空間放射線量率は低い地域ではあるが、日常生活を継続した場合の無用の被ばくを低減するため、一定期間のうちに当該地域から離れるため実施するもの。

避難場所等については、事前にモニタリングにより汚染の状況を確認するとともに、そこに移動してきた住民等の内部被ばくの抑制や皮膚被ばくの低減等の観点から、避難退域時検査とその結果に応じて除染を行う必要がある。

○ 屋内退避 (※原子力災害対策指針参照)

屋内退避は、住民等が比較的容易に採ることができる対策であり、放射性物質の吸入抑制や中性子線及びガンマ線を遮へいすることにより被ばくの低減を図る防護措置である。

避難の指示等が国等から行われるまで放射線被ばくのリスクを低減しながら待機する場合や、避難又は一時移転を実施すべきであるが、その実施が困難な場合、国及び地方公共団体の指示により行うものである。

特に病院や介護施設においては、避難より屋内退避を優先することが必要な場合があり、この場合は一般的に遮へい効果や建屋の気密性が比較的高いコンクリート建屋への屋内退避が有効である。

【空間放射線測定局（モニタリングポスト）】

設置者等	設置箇所
鹿児島県測定局 100局	○ 出水市 : 8局 ○ 薩摩川内市 : 52局 ○ いちき串木野市 : 10局 ○ 阿久根市 : 9局 ○ 日置市 : 7局 ○ さつま町 : 9局 ○ 鹿児島市 : 3局 ○ 始良市 : 1局 ○ 長島町 : 1局
九州電力測定局 6局	○ 川内原子力発電所敷地内

※ 上記のほか、原子力規制委員会から県への委託事業として、鹿児島市、南さつま市、霧島市、鹿屋市、西之表市、奄美市でも空間放射線量率が測定されている。

【空間放射線測定局（モニタリングポスト）の出水市設置箇所】

局名	設置箇所	住所
定之段局	緑水公園	出水市武本5309番地2
高尾野小局	高尾野小学校	出水市高尾野町柴引1530番地
武本局	出水運動公園	出水市武本4610番地
下特手局	下特手自治公民館	出水市野田町上名5519番地
浦局	上水道施設	出水市高尾野町大久保5486番4
木牟礼局	木牟礼自治公民館	出水市高尾野町江内506番2
西出水局	出水高等学校	出水市西出水町1700番地
紫尾峠局	ふれあいパーク定之段	出水市武本

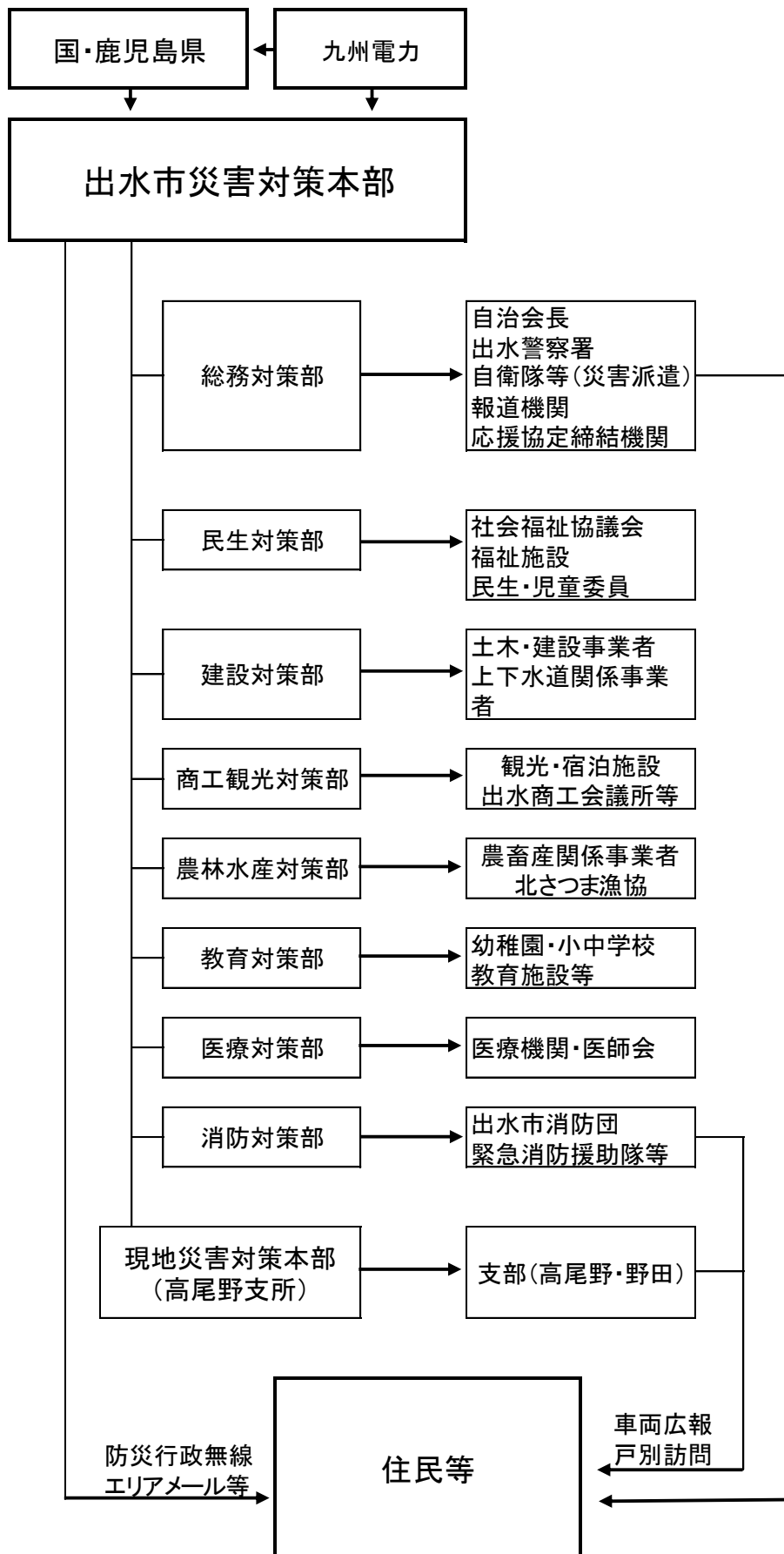
第3章 避難等に関する情報伝達

市は、放射性物質及び放射線による影響は五感に感じられないなどの原子力災害の特殊性を勘案し、緊急時における住民等の心理的動揺あるいは混乱をおさえ、異常事態による影響をできるかぎり低くするため、住民等に迅速かつ的確に、わかりやすく情報提供できるよう広報を行うものとする。

第1節 伝達手段

- 1 住民に対する避難指示等の伝達は、次の方法のうち、実情に則した方法により早急に周知徹底を図る。その際、複数の伝達手段を確保するよう努める。
 - (1) 同報系防災行政無線による伝達
 - (2) 関係者による直接口頭又は拡声器による伝達
 - (3) 広報車、消防車両等による伝達
 - (4) 市防災メール、市公式LINE、エリアメールによる伝達
 - (5) テレビ・ラジオ等の報道機関を通じての伝達
 - (6) 市ホームページへの掲載による伝達

第2節 伝達経路



第3節 伝達内容

警戒広報、屋内退避指示及び避難指示時の防災行政無線等による広報・伝達内容は、次のとおりとする。

なお、広報車両による巡回広報についても、この例文に準じて行うものとする。

1 警戒広報（警戒事態発生時）例文

こちらは、防災出水市役所です。

本日午前（午後）〇時〇分、「九州電力川内原子力発電所」で事故が発生いたしました。

原子力災害に警戒するため、出水市では午前（午後）〇時〇分、災害警戒本部（災害対策本部・現地災害対策本部）を設置しました。

放射性物質は、今のところ外部に漏れていません。住民の皆さんは、不要不急の外出を控え、テレビやラジオ等の情報に御注意ください。

出水市では、詳しい情報の収集に当たっていますので、詳しい情報が入り次第、お知らせいたします。

2 警戒広報（施設敷地緊急事態）例文（※屋内退避準備時）

こちらは、防災出水市役所です。出水市災害対策本部から緊急のお知らせです。

本日（午後）〇時〇分、「九州電力川内原子力発電所」の事故により、異常事象が発生いたしました。

原子力災害に警戒するため、出水市では午前（午後）〇時〇分、災害対策本部、高尾野支所に現地災害対策本部を設置しました。

まだ放射性物質は外部に漏れていませんが、住民の皆さんは、屋内退避の準備を行ってください。

また、テレビやラジオ等の情報に御注意ください。

出水市では、詳しい情報の収集に当たっていますので、詳しい情報が入り次第、お知らせいたします。

3 屋内退避指示広報（全面緊急事態）例文（※屋内退避指示時）

こちらは、防災出水市役所です。出水市災害対策本部から緊急のお知らせです。

本日午前（午後）〇時〇分、「九州電力川内原子力発電所」の施設敷地外で放射性物質が検知されました。

市災害対策本部では、次の地域の皆様に、自宅などの屋内に避難していただくことに決定いたしました。

対象地域は、野田・高尾野地区の全自治会、下水流地区の〇〇、〇〇、〇〇、・・・〇〇自治会、江内地区の〇〇、〇〇、〇〇、・・・〇〇自治会、荘地区の〇〇、〇〇、・・・〇〇自治会、西出水地区の〇〇、〇〇、・・・自治会、出水地区の〇〇、〇〇、・・・〇〇自治会です。

対象地域の皆様は、放射線を防ぐため今後の指示があるまで自宅などの屋内に入り、窓、ドアを閉めて換気を止めてください。

この地域内におられる皆様は、帰宅されるか、屋内に退避してください。また、この地域に滞在している旅行

者の皆さんは、対象地域外に退出されるか、帰宅されるようお願いします。

なお、対象地域外の皆様は、特別な防護措置の必要はありませんが、不要な外出は控えてくださるようお願いします。困ったことや問い合わせ等につきましては、出水市役所本庁、高尾野支所及び野田支所まで御連絡ください。

市災害対策本部では、引き続き情報の収集に当たっています。状況に変化がありましたら、直ちにお知らせいたします。

4 避難指示時広報例文

こちらは、防災出水市役所です。出水市災害対策本部から緊急のお知らせです。

本日午前(午後)〇時〇分、「九州電力川内原子力発電所」の事故により、施設敷地外へ放射性物質が放出され、本市への影響が予測されます。

市災害対策本部では、次の地域の皆様に避難指示を発令します。

対象地域は、野田・高尾野地区の全自治会、下水流地区の〇〇、〇〇、〇〇、・・・〇〇自治会、江内地区の〇〇、〇〇、〇〇、・・・〇〇自治会、荘地区の〇〇、〇〇、・・・〇〇自治会、西出水地区の〇〇、〇〇、・・・自治会、出水地区の〇〇、〇〇、・・・〇〇自治会です。

対象地域の皆様は、あわてず落ち着いて、火の元や戸締りに注意し、貴重品や着替え等は最小限にして、御近所の方々と御一緒に自家用車で指定された避難経路を通り、避難所に向かわれるようお願いします。

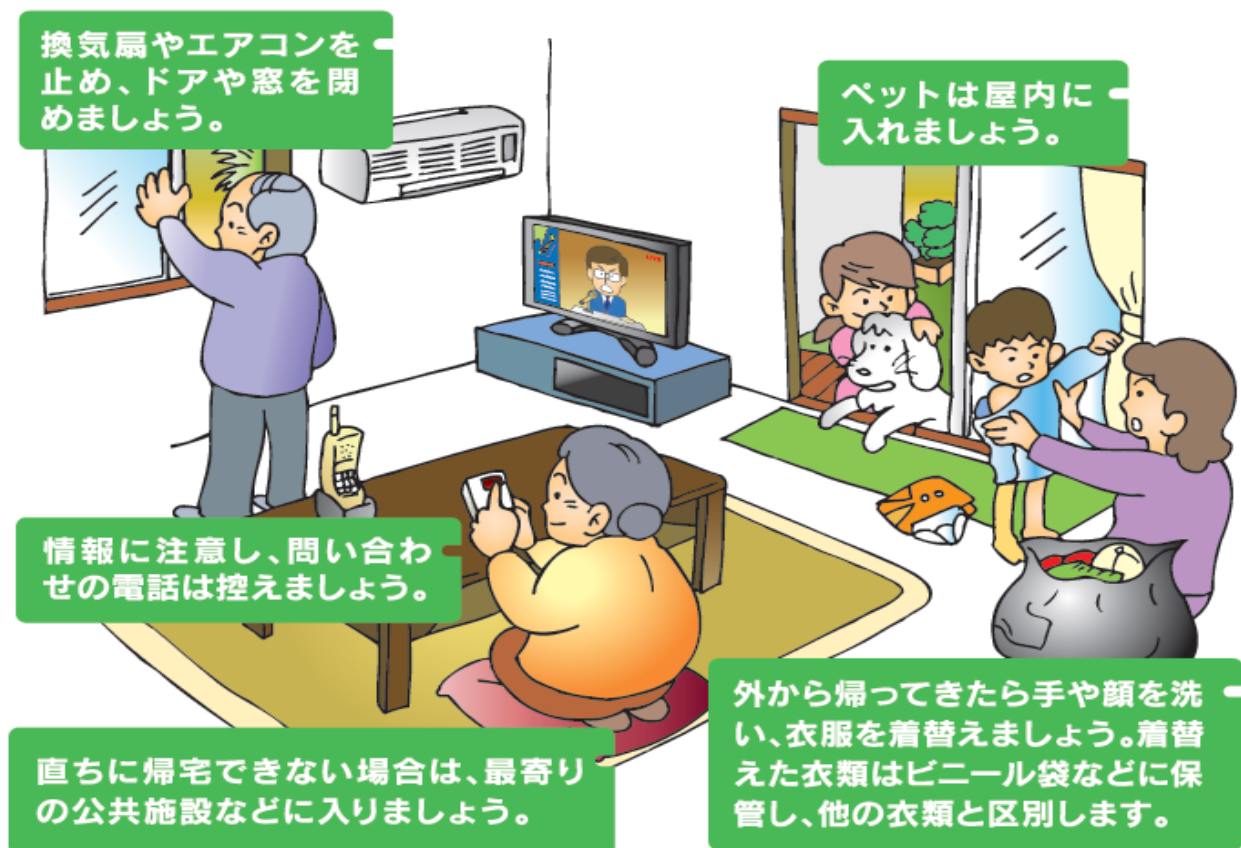
また、自家用車で避難できない方は、指定された集合場所にお集まりください。市が準備したバス等で指定された避難所まで搬送します。

避難対象地域に滞在している旅行者の皆様は、区域外に退出されるか、帰宅されるようお願いします。

なお、避難対象地域外の皆様は、今のところ避難の必要はありませんが、屋内退避の準備をし、無用な外出は控えてください。ご不明な点や問い合わせ等につきましては、出水市役所本庁、高尾野支所及び野田支所まで御連絡ください。

市災害対策本部では、引き続き情報の収集に当たっています。状況に変化がありましたら、直ちにお知らせいたします。

【屋内退避時の注意事項】



第4章 避難誘導及び住民の輸送

第1節 地域ごとの避難所、バス等避難時の集合場所、避難経路

避難所、バス等避難時の集合場所、避難経路は、次のとおり定めるものとする。

避難対象地域	避難先
【出水地区】 定之段・君名川・宇都野々・小原上・小原下	霧島市
【西出水地区】 小木場・平岩・丸塚・栗毛野・江川野・清水・上中・下中・上屋・鶴見・上屋団地・政所・野添・花立東・花立西・上大野原・東大野原・下大野原・西大野原	霧島市
【荘地区】 荘上・荘下・荒崎(出)	水俣市
【高尾野地区】 上り立・太鼓橋・千間山・大野原・御岳 野平・浦・昭興・本町・大久保・松ヶ野・上の原・東町・町・中里・麓・麓団地・萩の尾・大和・柴引・柴引団地・野添上・野添下・砂原 石坂・表上・昭和・鶴里・松ノ元・下高尾野上・下高尾野下・唐笠木 中屋敷・内野々上・本城・内野々下	霧島市 伊佐市 水俣市 出水市内30キロ圏外避難所
【下水流地区】 上水流・ウッドタウン・星原・西水流	水俣市
【江内地区】 旧番所・冷筋・上冷筋・荒崎(高)・南方・上浦窪・段・連尺野・木牟礼・木串・浦窪・小島・西下り松・東下り松	水俣市
【野田地区】 尾毛無・籠土山・青木原・野角・上特手・下特手・越地・川平・久木野・大久・大丸・涼松・受口・大日・天神・地藏・仮屋・加治屋町・別府・町・春町・西通・仲町・岩元・女子高白梅寮・本町(野)・八幡・瀬戸・田多園・上田多園 中郡・屋地・旭・上餅井・下餅井	出水市内30キロ圏外避難所 水俣市

【地域（自治会）ごとの避難所、バス等避難時の集合場所、避難経路一覧表】

《出水地域》

出水市原子力災害広域避難計画【避難元：出水地域】

地域	番号	自治会名	世帯数	人口	避難場所					集合場所	避難経路			
					市名	地図番号	施設名	施設住所	収容数			施設計		
出水	1	定之段	2	3	霧島市 (牧園町)	1	中津川小学校	霧島市牧園 町上中津川 1282	236	117	出水小学校	①県道369→国道447 →国道268→県道55 →県道50→国道223 ②県道369→国道328 →国道504→県道2 →県道60→国道223		
	2	君名川	22	32										
	3	宇都野々	48	82										
	4	小原上	89	192										
	5	小原下	52	97										
計	5自治会	213	406											
西出水	1	小木場	1	1	霧島市 (牧園町)	4	三体小学校	霧島市牧園 町三体堂1573	220	124	江川野自治公民館	①県道369→国道4 47→国道267→国 道268→県道55→ 県道50→国道223 ②広域農道→国道3 28→国道504→県 道2→県道60→国 道223		
	2	平岩	2	3										
	3	丸塚	8	16										
	4	栗毛野	52	104										
	5	江川野	136	291										
	6	清水	76	161										
	7	上中	112	257										
	8	下中	226	527										
	9	上屋	140	282										
	10	鶴見	40	103										
	11	上屋団地	29	41										
	12	政所	303	575										
	13	花立西	199	446										
	14	野添	186	363										
	15	花立東	163	321										
16	上大野原	135	326	霧島市 (福山町)	12	福山高等学校体育館	霧島市福山 町福山5399-1	369	326	西出水小学校	①県道373→国道447→ 国道267→国道268→ 県道55→国道504→ 国道223→国道10 ②県道373→国道328→ 国道504→県道51→ 国道42→国道10			
17	東大野原	199	429	霧島市 (国分)	13	若駒学園家族ふれあい館	霧島市国分 上之段2528	45	99			355		
						〃 講堂		99						
						〃 体育館		225						
16	国分ふれあいの郷	霧島市国分 中央2-4-3	143	74	高齢者 ふれあいセンター	①県道373→国道447 →国道268→県道55 →国道504→国道223 ②県道373→国道328 →国道504→県道51 →国道42→国道10								
15	いきいき国分交流セン ター	霧島市国分 重久19	247	230										
14	隼人工業高等学校 体育館	霧島市隼人 町内山田1-6- 20	526	483										
計	19自治会	2,368	5,019											
荘	1	荘上	110	236	水俣市	17	市公民館分館	水俣市洗切 町1-1	236 (300)			236	荘運動場	①国道3 ②国道3→県道374→ 南九州西回り自動車道 →国道328→県道372 →国道447→国道267 →国道268→国道3
	2	荘下	150	264										
	3	荒崎	31	66										
計	3自治会	291	566											
合計	27自治会	2,872	5,991											

人口：令和3年4月1日現在

《高尾野地域》

出水市原子力災害広域避難計画【避難元：高尾野地域】

地域	番号	自治会名	世帯数	人口	避難場所					集合場所	避難経路			
					市名	地図番号	施設名	施設住所	収容数			施設計		
高尾野	1	上り立	186	394	霧島市(国分)	38	国分海浜公園	霧島市国分 下井2512	341	310	たかおの交流館	①県道374→県道369→国道447→国道267→国道268→県道55→国道504→国道223 ②県道374→県道369→国道328→国道504→国道223		
						39	川内地区コミュニティセンター	霧島市国分 川内587-1	45	35				
	2	千間山	246	534	霧島市(国分)	43	国分高等学校	霧島市国分 中央2-8-1	627	49				
										534				
	3	太鼓橋	141	300	霧島市(隼人町)	40	工業技術センター	霧島市隼人 町小田1445-1	160	150				
						41	あいら農業協同組合 本所	霧島市隼人町 西光寺521-1	96	90				
						42	小野地区公民館	霧島市隼人 町小田2468-3	77	60				
	4	大野原	10	19	霧島市(国分)	44	清水公民館	霧島市国分 清水2-24-19-8	81	19				
	5	御岳	68	155	霧島市(横川町)	45	横川農業交流センター	霧島市横川町 上ノ3590-9	126	110				
						46	横川上小脇活性化センター	霧島市横川町 上ノ93-2	27	15				
						47	横川柴尾田活性化センター	霧島市横川町 上ノ3755-5	23	15				
						48	横川山ヶ野ふれあい交流館	霧島市横川町 上ノ776	27	15				
	6	野平	94	193	伊佐市	61	山野中学校体育館	伊佐市大口 小木原2032	270	193			野平自治公民館	①県道374→県道369→国道447→国道268 ②広域農道→国道328→国道504→国道267→国道268
	7	浦	58	108		51	山野基幹集落センター	伊佐市大口 山野5156	100	90				
	8	昭興	58	118		69	山野小学校体育館	伊佐市大口 山野4334	290	18				
	9	本町	51	101		50	布計地区 多目的集会施設	伊佐市大口 山野3195-1	35	20				
	10	上の原	215	456		55	田中小学校体育館	伊佐市菱刈 田中1011	260	240				
	11	中里	133	296		49	伊佐農林高等学校 体育館	伊佐市大口 原田574	350	216				
	12	町	134	301		70	大口東小学校体育館	伊佐市大口 目丸1286-2	270	96				
	13	麓	205	491		72	大口元気こころ館	伊佐市大口 里3054-1	300	200				
	14	麓団地	72	155		71	十曾フレンドハウス	伊佐市大口 小木原688	80	51				
	15	大久保	86	187		52	牛尾小学校体育館	伊佐市大口 牛尾298-1	270	31				
	16	松ヶ野	103	212	68	平出水小学校体育館	伊佐市大口 平出水901	260	250					
	17	東町	32	67	57	菱刈ひまわり館	伊佐市菱刈 前目3650-34	35	440					
64					菱刈人権文化センター	伊佐市菱刈 前目3133	50	40						
18	萩の尾	29	82	76	羽月地区公民館	伊佐市大口 下殿556	110	240						
19	大和	366	882	53	羽月小学校体育館	伊佐市大口 下殿531	320	300						
				73	大口南中学校体育館	伊佐市大口 下殿1678-10	340	320						
				75	羽月西青少年センター	伊佐市大口 田代277-10	40	22						
				65	曾木小学校体育館	伊佐市大口 曾木1753	260	240						
20	柴引	319	671	56	針持小学校体育館	伊佐市大口 針持4275-2	270	260						
				59	本城小学校体育館	伊佐市菱刈 南浦3449	260	251						
				62	南永小学校体育館	伊佐市菱刈 南浦1002-5	180	160						
21	柴引団地	90	181	58	羽月西小学校体育館	伊佐市大口 田代277-2	200	181						
22	野添上	26	49	66	西太郎地区 コミュニティセンター	伊佐市大口 曾木3164-2	50	40						
23	野添下	84	188	60	針持青少年センター	伊佐市大口 針持4275-2	15	9						
				74	羽月北小学校体育館	伊佐市大口 白木1354-37	210	188						
24	砂原	58	121	63	まごし館	伊佐市菱刈 前目711-1	170	121						

高尾野	25	中屋敷	2	4	出水市	77	NTビル	出水市昭和町43-24	186	4	高尾野小学校	①県道374→県道369→国道447 ②県道374→県道373→県道372→国道447 ③県道374→県道369 ④県道374→県道373→県道369 ⑤県道374→南九州西回り自動車道→国道328→国道3 ⑥県道374→県道328→国道3 ⑦県道374→国道369→国道447→広域農道→国道3 ⑧県道374→南九州西回り自動車道→国道328→国道3 ⑨国道3→県道374→県道373→国道447→国道267→国道268→国道3 ⑩県道374→南九州西回り自動車道→国道328号→国道3 ⑪県道374→県道373→国道447→国道267→国道268→国道3					
	26	内野々上	37	85		78	市民交流センター	出水市本町7-16	84	82							
	27	本城	56	142		79	切通小学校	出水市境町1286	141	60							
	28	内野々下	39	79		80	深川体育館	水俣市中鶴539-1	210	200							
	29	石坂	96	239	水俣市	81	水東小学校	水俣市初野59	370	39			高尾野小学校				
	30	表上	87	207						207							
	31	昭和	6	12						12							
	32	鶴里	41	78						78							
	33	松ノ元	1	2						2							
	34	下高尾野上	89	187						24				もやい館	水俣市枚ノ内3-1	187 (300)	187
35	下高尾野下	124	264	82	緑東中学校体育館	水俣市葛渡181	316	264									
36	唐笠木	184	431	83	(旧)第3中学校体育館	水俣市平町2-7-1	444	431									
計	36自治会	3,626	7,991														
下水流	1	上水流	479	1085	水俣市	20	総合体育館	水俣市中央公園1	1,000	1,000	下水流小学校	①県道374→南九州西回り自動車道→国道328→国道3 ②県道374→県道373→国道447→国道267→国道268→国道3					
						21	水俣高校第二体育館	水俣市南福寺6-1	50 (286)	50							
						22	5区公民館	水俣市旭町2-56-5	20	20							
						23	西生院	水俣市旭町1-2-22	30	15							
	2	ウッドタウン	51	159		17	市公民館分館	水俣市洗切町1-1	30 (300)	30							
						18	第一小学校体育館	水俣市陣内1-1-2	29 (342)	29							
3	星原	27	54	24	もやい館	水俣市枚ノ内3-1	100 (300)	100	下水流農業者 トレーニングセンター								
4	西水流	332	713	25	総合体育館(南部館)	水俣市袋933外	400	54 345									
26	袋小中学校体育館	水俣市袋1403-2	368	368													
計	4自治会	889	2,011														
江内	1	旧番所	25	46	水俣市	27	石坂川体育館	水俣市石坂川113	194	46	江内中学校	①県道367→国道3→国道268→県道15 ②県道367→国道3→県道374→県道373→県道372→国道447→国道267→国道268 ③県道367→国道3→国道268→県道15 ④県道367→国道3→県道374→県道373→県道372→国道447→国道267→国道268 ⑤県道367→国道3→国道117 ⑥県道367→国道3→県道374→県道373→国道447→国道117 ⑦県道367→国道3→国道268→県道15 ⑧県道367→国道3→県道374→県道373→県道372→国道447→国道267→国道268→県道15 ⑨県道367→国道3 ⑩県道367→国道3→県道374→県道373→国道447→国道267→国道268→国道3					
	2	冷筋	11	18						18							
	3	上冷筋	19	37						37							
	4	荒崎(高尾野)	68	132						28			葛彩館	水俣市葛渡67-1	126	115	
										29			桜野集会所	水俣市薄原276	26	17	
	5	上浦窪	26	64						30			石坂川集会所	水俣市石坂川819-1	46	44	
										31			葛渡集会所	水俣市葛渡579-3	24	20	
	6	段	31	52						32			湯の鶴温泉保健センター	水俣市湯出1532-2	50	40	
										33			湯出小学校体育館	水俣市湯出1641	12 (240) 161 (240)	12 161	
	7	連尺野	85	161						34			久木野小学校体育館	水俣市久木野1117	268	130	
	8	木牟礼	54	130												100	
	9	木串	65	139						35			23区集会所	水俣市久木野1041-1	66	39	江内カントリーコア
	10	南方	22	50						36			おれんじ館	水俣市月浦195-2	50	50	
	11	浦窪	103	229						21			水俣高校第二体育館	水俣市南福寺6-1	229 (286)	229	
12	小島	62	139	37	第2中学校体育館	水俣市塩浜町3-1	470	139									
13	西下り松	51	112					112									
14	東下り松	57	134					134									
計	14自治会	679	1,443														
合計	54自治会	5,194	11,445														

人口：令和3年4月1日現在

《野田地域》

出水市原子力災害広域避難計画【避難元:野田地域】

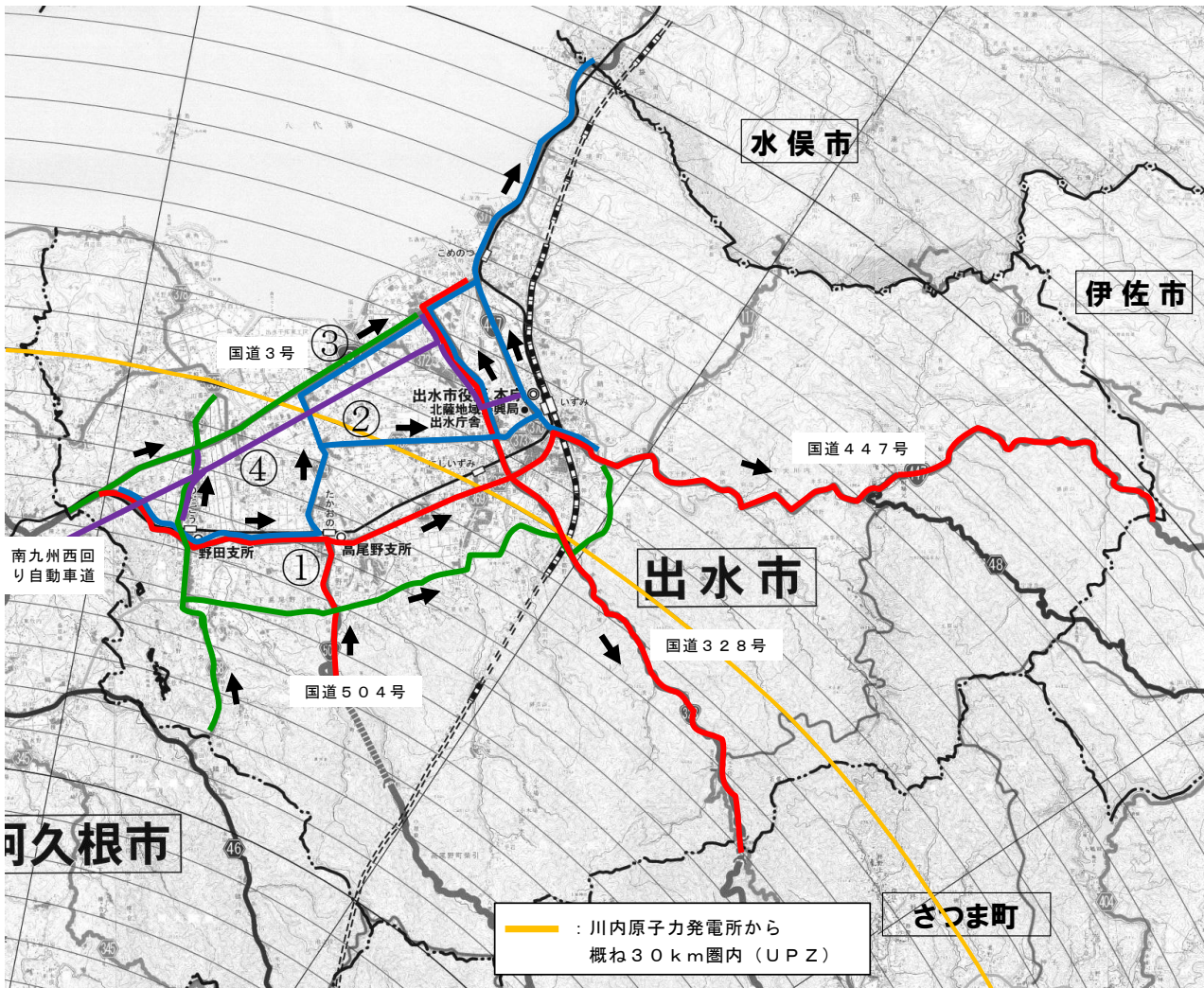
地域	番号	自治会名	世帯数	人口	避難場所					集合場所	避難経路					
					市名	地図番号	施設名	施設住所	収容数			施設計				
野田	1	尾毛無	2	3	出水市	77	NTTビル	出水市昭和町43-24	186	3	野田保健センター	①国道504→県道374→県道369→国道447 ②国道504→県道374→県道373→県道372→国道447				
	2	籠土山	34	73					73							
	3	青木原	44	86					86							
	4	野角	41	75					75							
	5	受口	20	35					35							
	6	上特手	40	83					83							
	7	下特手	40	78					78							
	8	越地	19	32					32							
	9	川平	19	32					32							
	10	久木野	19	34					34							
	11	大久	27	48					48							
	12	大丸	29	53					53							
	13	涼松	27	53					53							
	14	大日	27	58					58							
	15	天神	67	165		231	165	87	米ノ津農村環境改善センター	出水市境町912			231	165	野田小学校	①県道368→南九州西回り自動車道→国道328→国道3 ②国道504→県道374→県道369→国道328→国道3
	16	地蔵	97	252		263	252									
	17	仮屋	137	281		342	281									
	18	加治屋町	53	96		96	28									
	19	別府	122	298		143	130									
	20	町	40	76		116	76									
	21	春町	47	111		111	87									
	22	西通	46	87		87	62									
	23	仲町	36	62		62	127									
	24	岩元	54	127		127	43									
	25	女子高 白梅寮	43	43		43	126									
	26	本町	66	126		126	263									
	27	八幡	129	263		263	84									
	28	瀬戸	41	84		84	115									
	29	田多園	69	115		115	95									
	30	上田多園	65	95		95	275									
	31	中郡	131	275		358	275									
	32	屋地	93	161		161	161									
	33	旭	43	94		94	94									
	34	上餅井	59	118		118	118									
	35	下餅井	67	154		154	154									
計		35自治会	1,893	3,826												
合計		35自治会	1,893	3,826												

人口：令和3年4月1日現在

【避難先ごとの避難経路】

1 出水市内30km圏外

(1) 出水市内30km圏外への避難経路

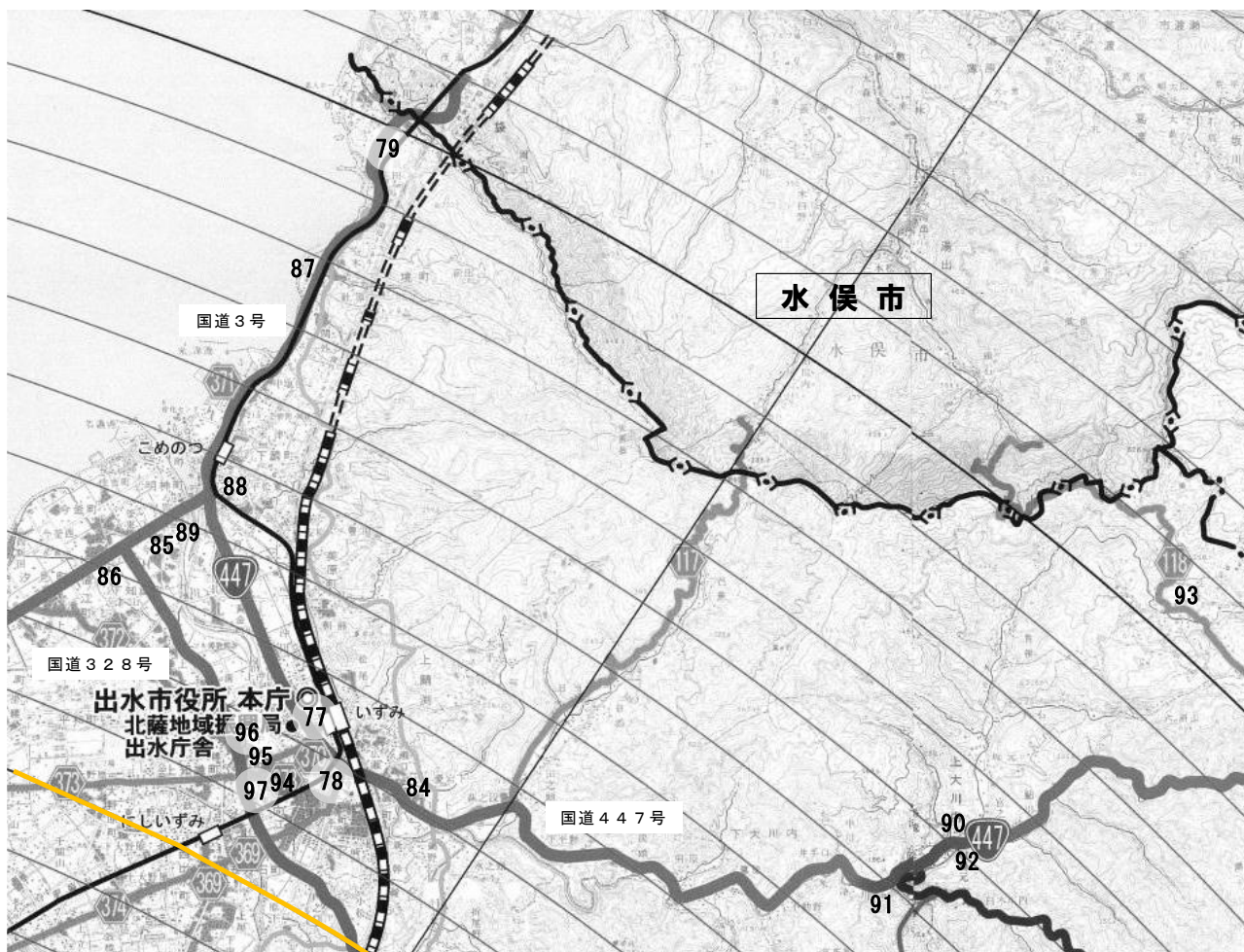


※ 鹿児島県作成「川内原子力発電所防災地図」引用

《出水市内30km圏外への主要な避難経路》

- ① (赤線) 国道504号 → 県道374号 → 県道369号 → 国道447号
↳ 国道328号 → 国道3号
- ② (青線) 国道504号 → 県道374号 → 県道373号 → 県道372号 → 国道447号
↳ 国道3号 ↳ 国道328号 → 国道3号
- ③ (緑線) 県道368号 → 国道3号
↳ 広域農道 → 国道447号
- ④ (紫線) 県道368号 → 南九州西回り自動車道 → 国道328号 → 国道3号
↳ 県道372号

(2) 出水市内30km圏外の避難所



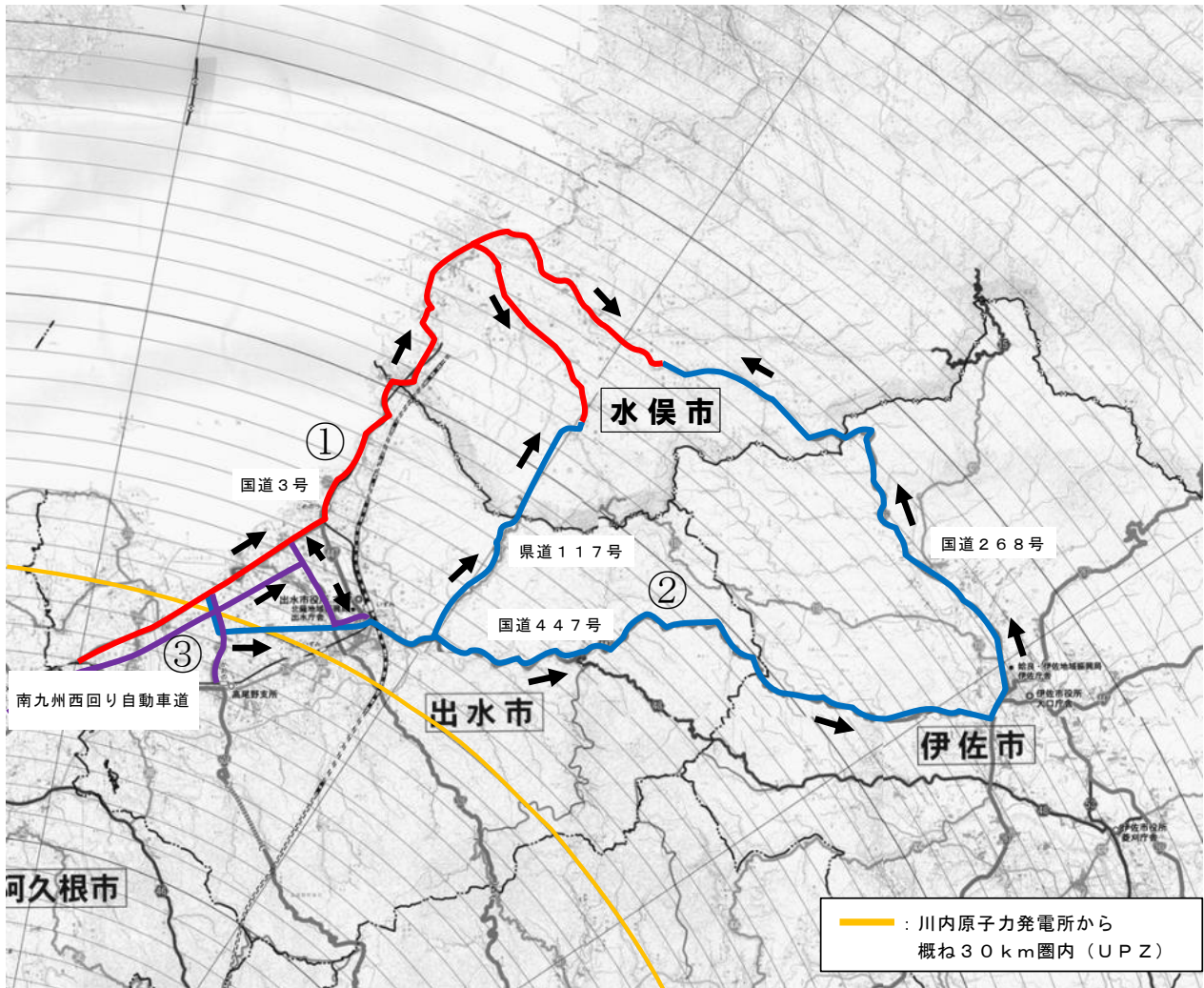
※ 鹿児島県作成「川内原子力発電所防災地図」引用

川内原子力発電所から
概ね30km圏内（UPZ）

出水市内30km圏外避難所				
番号	地図番号	施設名	施設住所	収容数
1	77	NTビル	出水市昭和町43-24	186
2	78	市民交流センター	出水市本町7-6	84
3	79	切通小学校	出水市境町1286	141
4	84	東出水小学校	出水市上鯖淵1866	217
5	85	米ノ津中学校	出水市明神町100	271
6	86	米ノ津小学校	出水市下知識町1584	239
7	87	米ノ津農村環境改善センター	出水市境町912	231
8	88	米ノ津東小学校	出水市下鯖町584	263
9	89	出水商業高校	出水市明神町200	342
10	90	大川内農業者Eラーニングセンター	出水市上大川内807-1	162
11	91	大川内小学校	出水市下大川内3915-1	143
12	92	大川内中学校	出水市上大川内823	153
13	93	上場小学校	出水市上大川内2580-27	116
14	94	屋内ゲートボール場	出水市中央町198	476
15	95	中央公民館	出水市文化町23	216
16	96	総合体育館	出水市文化町22	674
17	97	総合武道館	出水市中央町29	466

2 水俣市

(1) 水俣市への避難経路（出水市→水俣市）

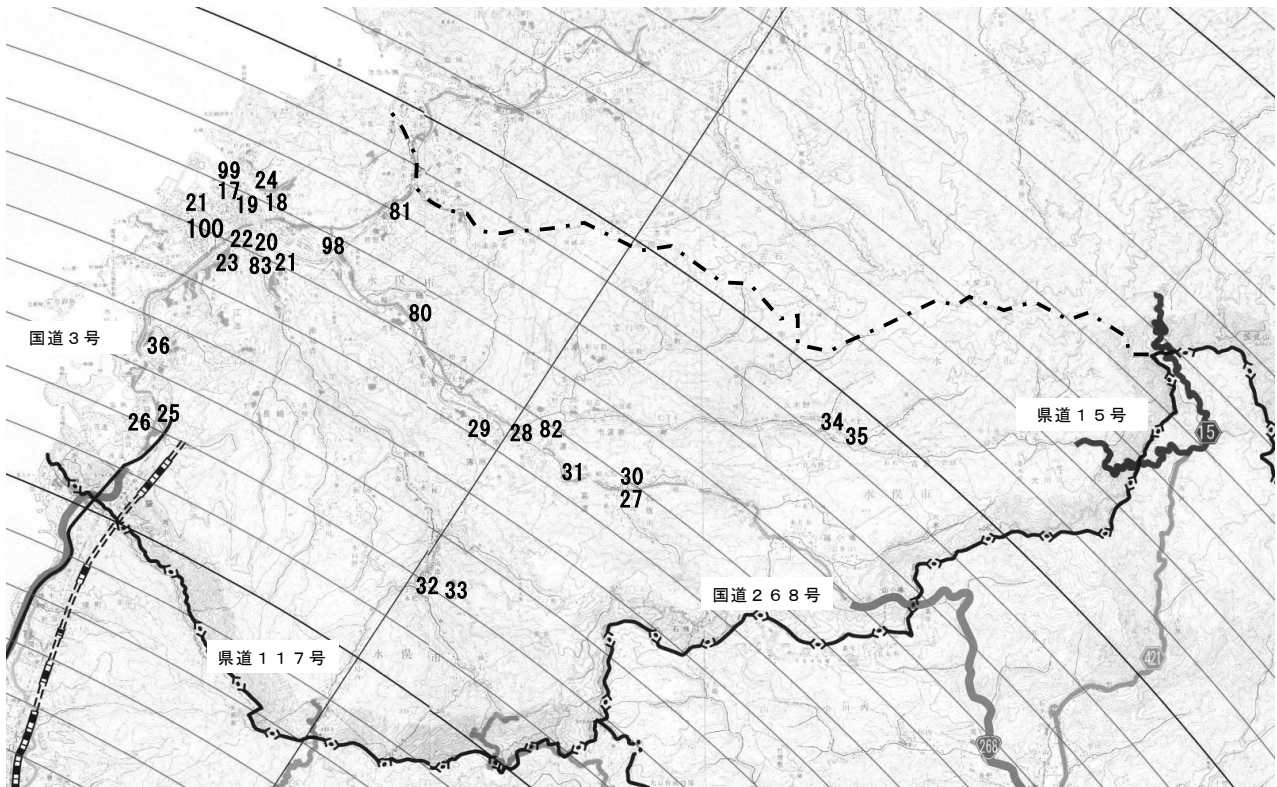


※ 鹿児島県作成「川内原子力発電所防災地図」引用

《水俣市への主要な避難経路》

- ①（赤線）国道3号 → 県道117号
↳ 国道268号
- ②（青線）県道374号 → 県道374号 → 県道369号 → 国道447号 → 県道117号
↳ 国道267号 → 国道268号
- ③（紫線）県道374号 → 南九州西回り自動車道 → 国道328号 → 国道3号
↳ 県道372号 → 国道447号

(2) 水俣市の避難所

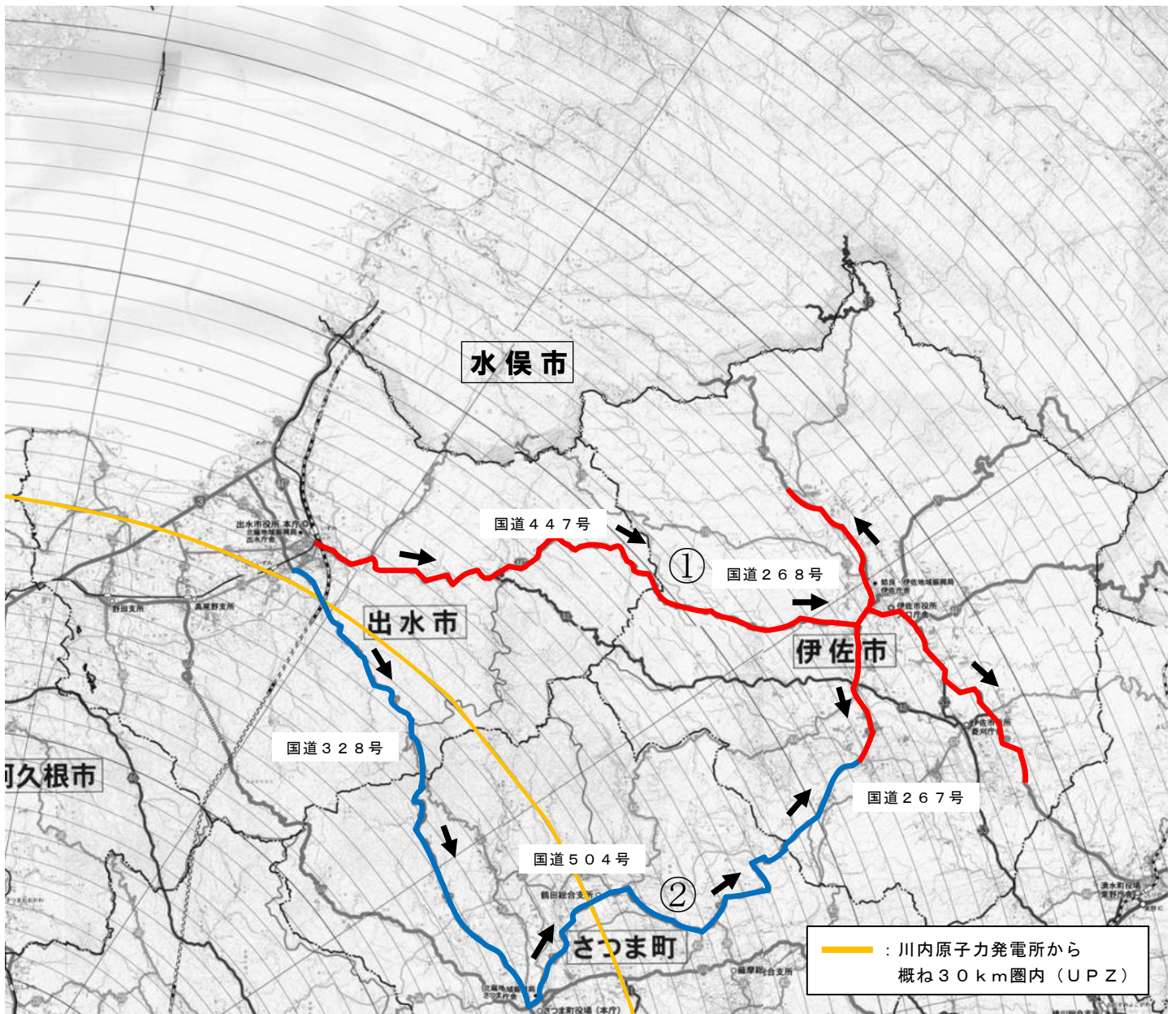


※ 鹿児島県作成「川内原子力発電所防災地図」引用

水俣市避難所				
番号	地図番号	施設名	施設住所	収容数
1	17	市民館分館	水俣市洗切町1-1	300
2	18	第一小学校体育館	水俣市陣内1-1-2	342
3	19	市民館	水俣市浜町2-10-26	100
4	80	深川体育館	水俣市中鶴539-1	210
5	81	水東小学校	水俣市初野59	370
6	24	もやし館	水俣市牧ノ内3-1	300
7	82	緑東中学校体育館	水俣市葛渡181	316
8	83	(旧)第3中学校体育館	水俣市平町2-7-1	444
9	20	市総合体育館	水俣市中央公園1	1,000
10	21	水俣高校第二体育館	水俣市南福寺6-1	286
11	22	5区公民館	水俣市旭町2-56-5	20
12	23	西生院	水俣市旭町1-2-22	30
13	25	市総合体育館(南部館)	水俣市袋933外	400
14	26	袋小中学校体育館	水俣市袋1403-2	368
15	27	石坂川体育館	水俣市石坂川113	194
16	28	葛彩館	水俣市葛渡67-1	126
17	29	桜野集会所	水俣市薄原276	26
18	30	石坂川集会所	水俣市石坂川1819-1	46
19	31	葛渡集会所	水俣市葛渡579-3	24
20	32	湯の鶴温泉保健センター	水俣市湯出1532-2	50
21	33	湯出小学校体育館	水俣市湯出1641	240
22	34	久木野小学校体育館	水俣市久木野1117	268
23	35	23区集会所	水俣市久木野1041-1	66
24	36	おれんじ館	水俣市月浦195-2	50
25	21	第2中学校体育館	水俣市塩浜町3-1	470
26	98	第1中学校体育館	水俣市古城1-14-1	358
27	99	武道館	水俣市八幡町3-9-2	400
28	100	第2小学校体育館	水俣市栄町1-2-1	354

3 伊佐市

(1) 伊佐市への避難経路（出水市→伊佐市）



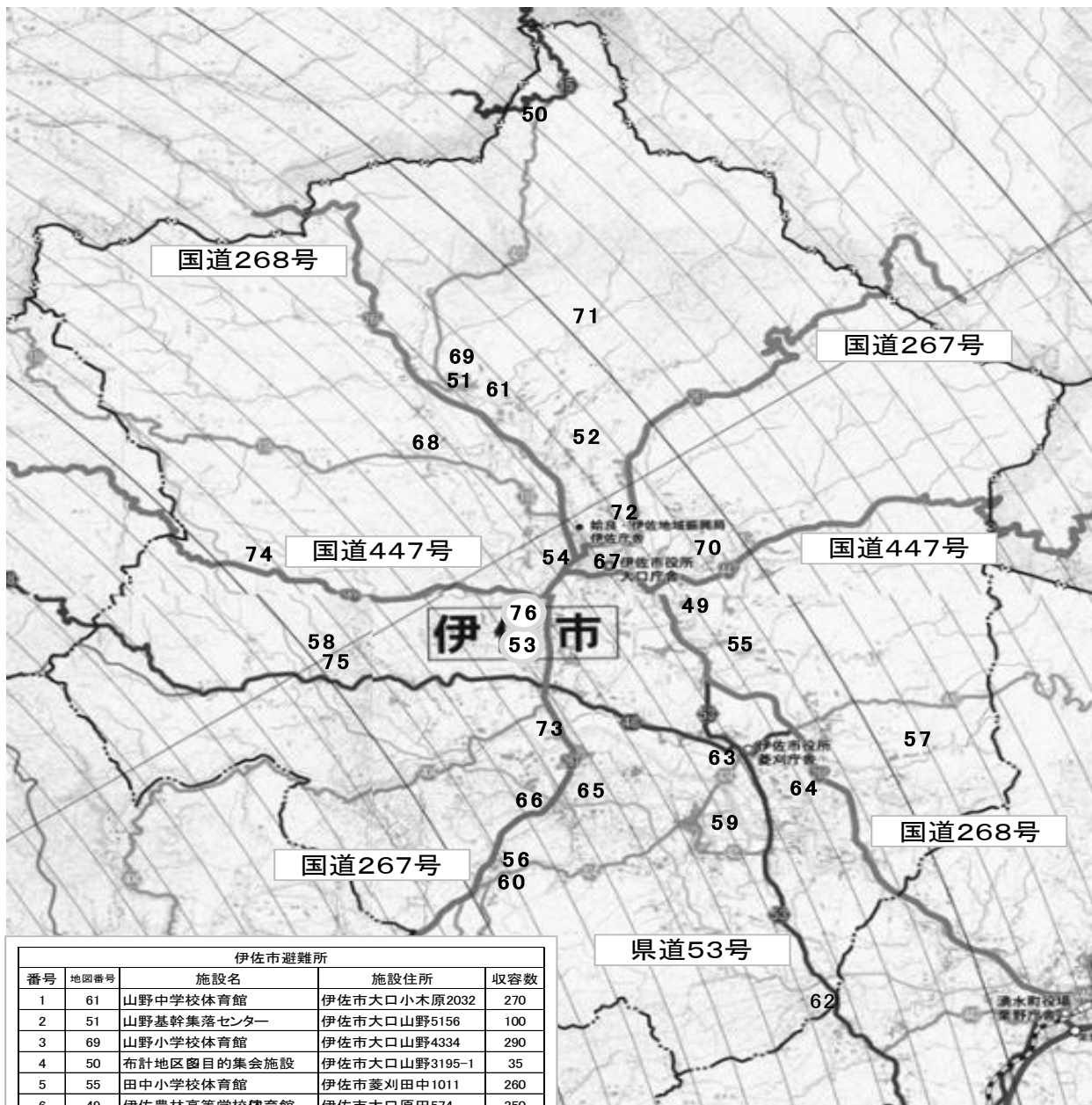
※ 鹿児島県作成「川内原子力発電所防災地図」引用

《伊佐市への主要な避難経路》

① (赤線) 国道447号 → 国道267号 → 国道268号

② (青線) 国道328号 → 国道504号 → 国道267号 → 国道447号 → 国道268号

(2) 伊佐市の避難所

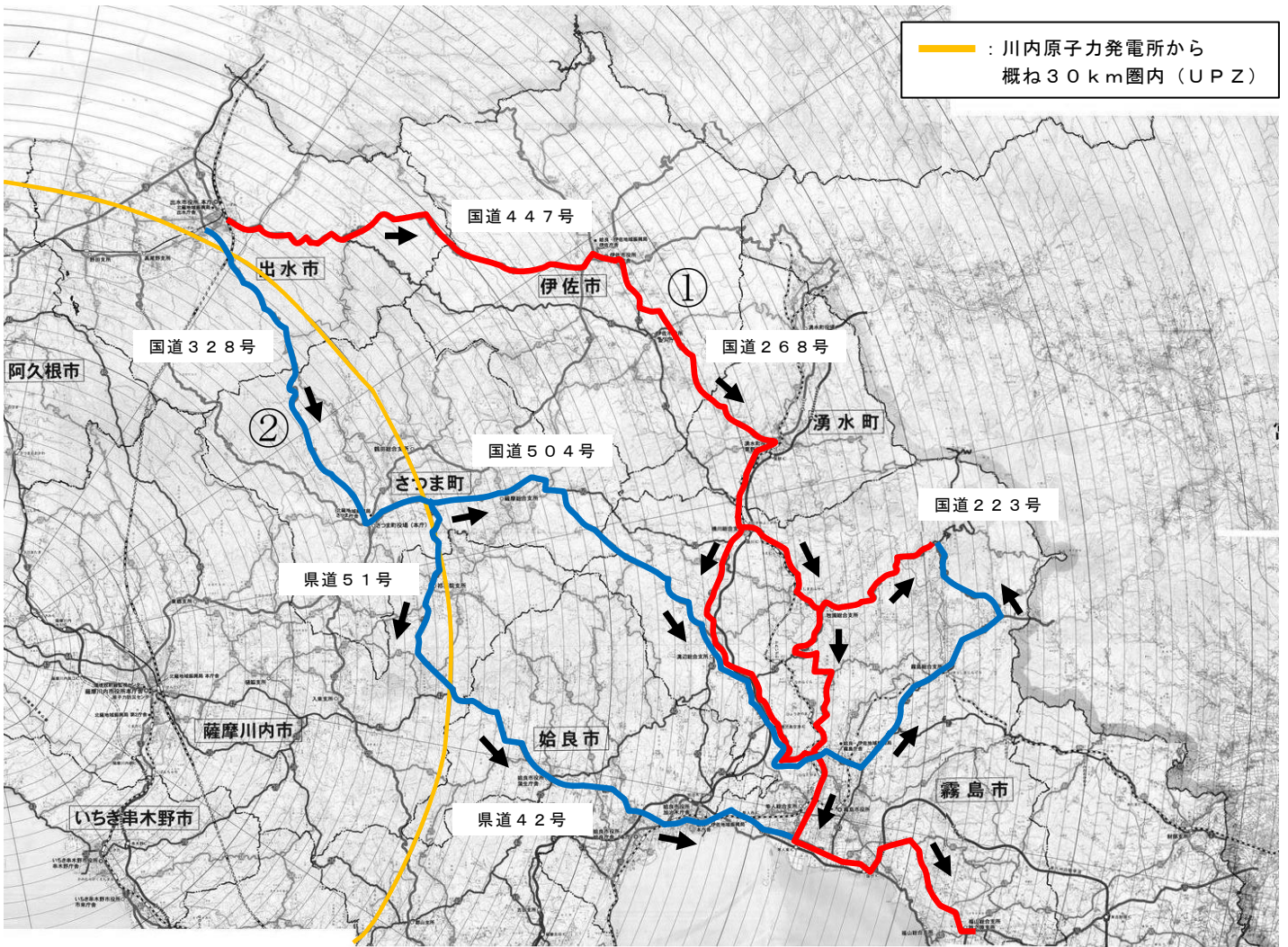


伊佐市避難所				
番号	地図番号	施設名	施設住所	収容数
1	61	山野中学校体育館	伊佐市大口小木原2032	270
2	51	山野基幹集落センター	伊佐市大口山野5156	100
3	69	山野小学校体育館	伊佐市大口山野4334	290
4	50	布計地区窓目の集会施設	伊佐市大口山野3195-1	35
5	55	田中小学校体育館	伊佐市菱刈田中1011	260
6	49	伊佐農林高等学校体育館	伊佐市大口原田574	350
7	70	大口東小学校体育館	伊佐市大口目丸1286-2	270
8	67	大口元気こころ館	伊佐市大口里3054-1	300
9	54	大口生活改善センター	伊佐市大口鳥巢361-2	35
10	72	大口高等学校体育館	伊佐市大口里2670	500
11	71	十曾フレンドハウス	伊佐市大口小木原688	80
12	52	牛尾小学校体育館	伊佐市大口牛尾298-1	270
13	68	平出水小学校体育館	伊佐市大口平出水901	260
14	57	菱刈ひまわり館	伊佐市菱刈前目3650-34	35
15	64	菱刈人権文化センター	伊佐市菱刈前目3133	50
16	76	羽月地区公民館	伊佐市大口下殿556	110
17	53	羽月小学校体育館	伊佐市大口下殿531	320
18	73	大口南中学校体育館	伊佐市大口下殿1678-10	340
19	75	羽月西青少年センター	伊佐市大口田代277-10	40
20	65	曾木小学校体育館	伊佐市大口曾木1753	260
21	56	針持小学校体育館	伊佐市大口針持4275-2	270
22	59	本城小学校体育館	伊佐市菱刈南浦3449	260
23	62	南永小学校体育館	伊佐市菱刈南浦1002-5	180
24	58	羽月西小学校体育館	伊佐市大口田代277-2	200
25	66	西太郎地区コミュニティセンター	伊佐市大口曾木3164-2	50
26	60	針持青少年センター	伊佐市大口針持4275-2	15
27	74	羽月北小学校体育館	伊佐市大口白木1354-37	210
28	63	まごし館	伊佐市菱刈前目7111-1	170

※ 鹿児島県作成「川内原子力発電所防災地図」引用

4 霧島市

(1) 霧島市への避難経路（出水市→霧島市）

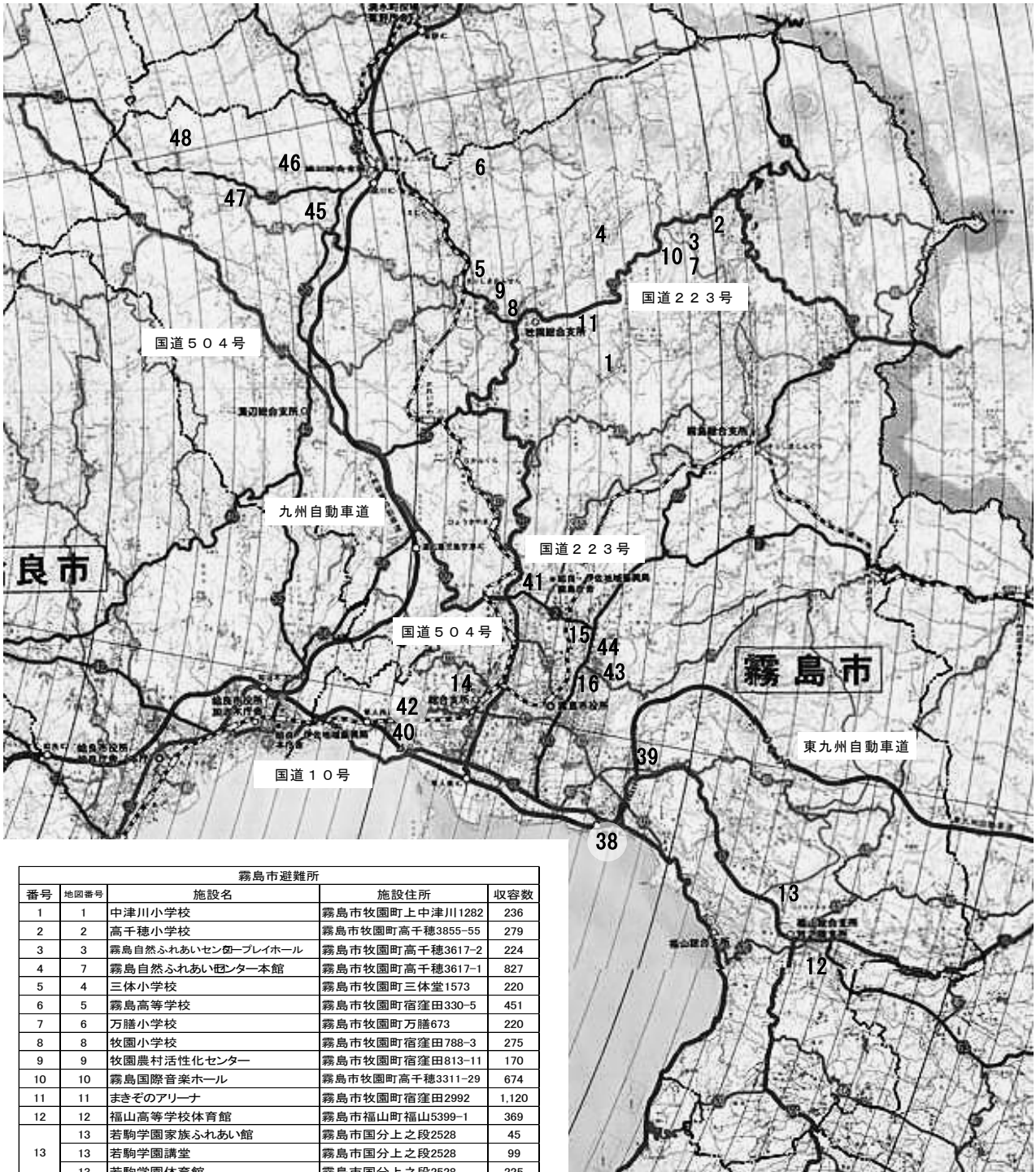


※ 鹿児島県作成「川内原子力発電所防災地図」引用

《霧島市への主要な避難経路》

- ① (赤線) 国道447号 → 国道267号 → 国道268号 → 国道55号 → 国道50号 → 国道223号 → 国道10号
- ② (青線) 国道328号 → 国道504号 → 国道2号 → 国道60号 → 国道51号 → 国道42号 → 国道10号

(2) 霧島市の避難所

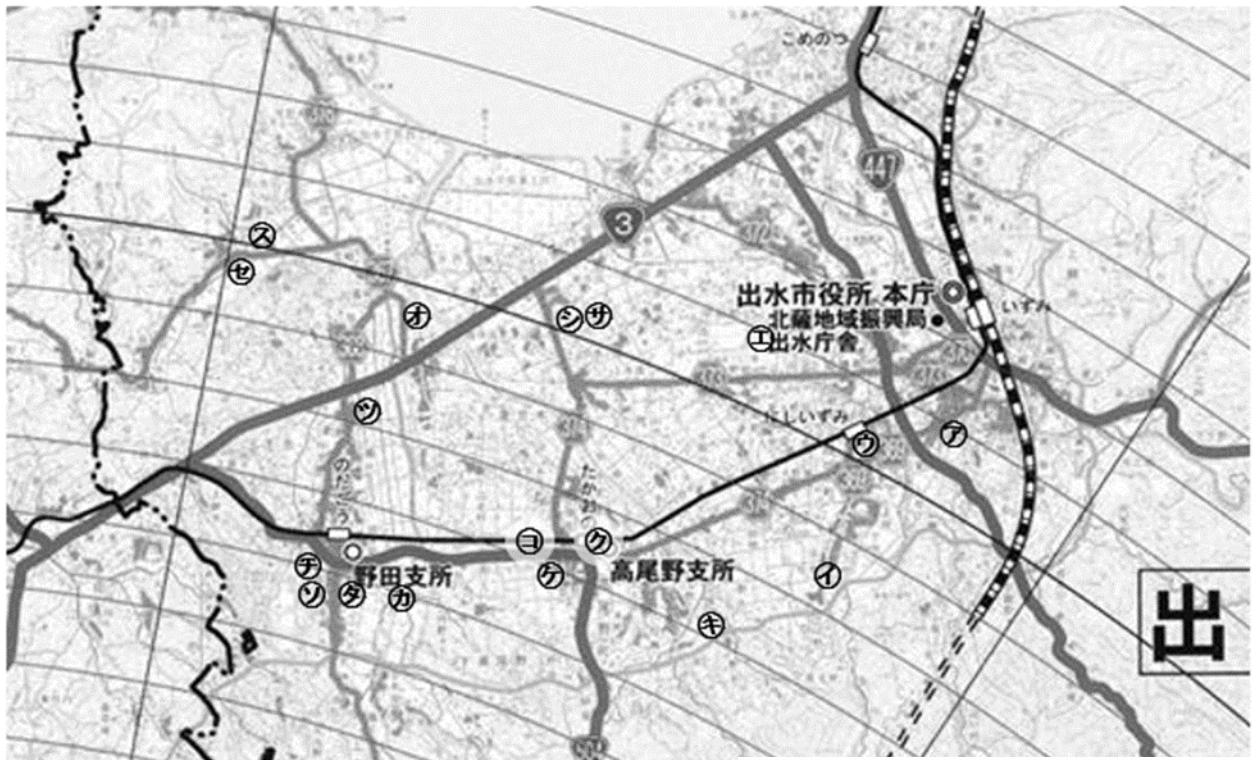


霧島市避難所				
番号	地図番号	施設名	施設住所	収容数
1	1	中津川小学校	霧島市牧園町上中津川1282	236
2	2	高千穂小学校	霧島市牧園町高千穂3855-55	279
3	3	霧島自然ふれあいセンタープレイホール	霧島市牧園町高千穂3617-2	224
4	7	霧島自然ふれあいセンター本館	霧島市牧園町高千穂3617-1	827
5	4	三休小学校	霧島市牧園町三休堂1573	220
6	5	霧島高等学校	霧島市牧園町宿窪田330-5	451
7	6	万膳小学校	霧島市牧園町万膳673	220
8	8	牧園小学校	霧島市牧園町宿窪田788-3	275
9	9	牧園農村活性化センター	霧島市牧園町宿窪田813-11	170
10	10	霧島国際音楽ホール	霧島市牧園町高千穂3311-29	674
11	11	まきぞのアリーナ	霧島市牧園町宿窪田2992	1,120
12	12	福山高等学校体育館	霧島市福山町福山5399-1	369
13	13	若駒学園家族ふれあい館	霧島市国分上之段2528	45
	13	若駒学園講堂	霧島市国分上之段2528	99
	13	若駒学園体育館	霧島市国分上之段2528	225
14	14	隼人工業高等学校体育館	霧島市隼人町内山田1-6-20	526
15	15	いきいき国分交流センター	霧島市国分重久19	247
16	16	国分ふれあいの郷	霧島市国分中央2-4-3	143
17	38	国分海浜公園	霧島市国分下井2512	341
18	39	川内地区コミュニティセンター	霧島市国分川内587-1	45
19	40	工業技術センター	霧島市隼人町小田1445-1	160
20	41	あいら農業協同組合会館	霧島市隼人町西光寺521-1	96
21	42	小野地区公民館	霧島市隼人町小田2468-3	77
22	43	国分高等学校	霧島市国分中央2-8-1	627
23	44	清水公民館	霧島市国分清水2-24-19-8	81
24	45	横川農業交流センター	霧島市横川町上ノ3590-9	126
25	46	横川上小脇活性化センター	霧島市横川町上ノ3-2	27
26	47	横川柴尾田活性化センター	霧島市横川町上ノ755-5	23
27	48	横川山ヶ野ふれあい交流館	霧島市横川町上ノ76	27

※ 鹿児島県作成「川内原子力発電所防災地図」引用

【集合場所】

バス等避難時の集合場所（出水市内）



※ 鹿児島県作成「川内原子力発電所防災地図」引用

出水市内集合場所		
番号	施設名	施設住所
㊶	出水小学校	出水市麓町9-13
㊷	江川野自治公民館	出水市武本
㊸	西出水小学校	出水市西出水町1045
㊹	高齢者ふれあいセンター	出水市平和町72
㊺	荘運動場	出水市荘
㊻	たかおの交流館	出水市高尾野町大久保3719
㊼	野平自治公民館	出水市高尾野町大久保
㊽	高尾野支所裏駐車場	出水市高尾野町大久保16-1
㊾	高尾野中学校	出水市高尾野町柴引2143
㊿	高尾野小学校	出水市高尾野町柴引1559
㊶	下水流小学校	出水市高尾野町下水流3164-7
㊷	下水流農業者トレーニングセンター	出水市高尾野町下水流3164-15
㊸	江内中学校	出水市高尾野町江内3200
㊹	江内カントリーコア	出水市高尾野町江内3377
㊺	野田保健センター	出水市野田町上名6031
㊻	野田小学校	出水市野田町上名375
㊼	野田農村環境改善センター	出水市野田町上名6113
㊽	屋地自治公民館	出水市野田町下名

第2節 輸送計画

1 避難の方法

(1) 避難の手段

避難の際は、原則自家用車両を利用するものとし、自家用車両による避難が困難な住民については、近所の住民との乗り合い又は集合場所に参集し、市等の準備したバス等により避難を行う。

感染症の流行下においては、避難過程における感染拡大を防ぐため、避難車両等における感染者とそれ以外の者との分離、人と人との距離の確保、マスクの着用、手洗いなどの手指衛生等の感染対策を実施するものとする。

(2) 避難車両の手配

避難車両が不足する場合には、市は県を通じて、県バス協会、自衛隊等に要請し、手配した車両により避難を行う。さらに避難車両が必要な場合には国へ要請するものとする。

(3) 避難状況の確認

市は、避難勧告又は避難指示等の命令を行った場合は、戸別訪問、避難所における確認等により住民等の避難状況を確認するものとする。

第3節 避難の誘導・避難状況の確認等

避難対象地域における住民避難の誘導方法や避難完了の確認方法については、次のとおり行うものとする。

1 交通規制の確認等

市は、避難誘導に当たり、警察と避難の対象となる地域を確認するとともに、交通規制を実施する場所、時間帯等を協議の上、実施するものとする。

2 広報等

避難の広報は、第3章に掲げる手法により実施する。

3 避難状況の確認

(1) 現地災害対策本部、総務対策部、民生対策部、消防対策部

自主防災組織と連携し、避難のために手配したバス等に乗車した住民の世帯構成や氏名等を確認するとともに、自家用車両で避難した住民等の確認に努めるものとする。

また、避難対象地域の戸別訪問により、避難の状況を確認する。

(2) 総務対策部、民生対策部

避難所に受け入れた避難者を避難者名簿に記録する。

また、自家用車両で避難計画外の避難先（親戚、知人宅等）に避難する避難者の避難先、世帯数、氏名、連

絡先等について、自治会長等と連携し、その把握に努めるものとする。

4 報告

現地災害対策本部、総務対策部、民生対策部及び消防対策部は、避難者と作成した名簿との確認を行い、避難が完了したと判断した場合は、その旨を市災害対策本部に報告するものとする。

市災害対策本部は、避難完了の報告を受けた場合は、その旨を速やかに県及び警察等に連絡するとともに、避難が完了しない地域の情報についても適宜報告する。

第5章 要配慮者への対応

第1節 施設入所者への対応

施設管理者は、あらかじめ策定した避難計画に基づき、施設入所者等を避難させるものとする。

避難計画を策定していない施設の避難先については、県の原子力防災・避難施設等調整システムにより調整された施設へ避難するものとする。

また、入所者等の避難が完了した場合は、県及び市に対し速やかにその旨を連絡するものとする。

なお、国等で検討されている事項等を踏まえ、今後、整理を行うものとする。

第2節 在宅の避難行動要支援者への対応

出水市避難行動要支援者避難支援プランに基づき、避難支援者、地元自治会、消防団、民生委員・児童委員、自主防災組織等の協力を得ながら、避難誘導や搬送を実施するものとする。

第3節 外国人に対する避難支援

日本語が十分理解できない外国人の避難誘導については、身ぶり手ぶりなど、様々な手段を講じてコミュニケーション等を図るなど、孤立させないよう配慮する必要がある。

また、市は、事故の情報、放射性物質の拡散状況等を的確に伝えるため、多言語による情報提供に努めるものとする。

第4節 一時滞在者に対する避難支援

観光客等の一時滞在者については、集客施設等との協力のもと、的確な情報提供を行うとともに、早期の帰宅等を求めるものとし、早期帰宅が困難な場合には、避難所等への避難を促すものとする。

第5節 学校等施設における対応

学校等施設の管理者は、生徒等の在校中に原子力災害が発生し、避難の勧告や避難指示等が発令された場合は、あらかじめ学校等で定めた避難計画等に基づき、教職員引率のもと、迅速かつ安全に生徒等を避難させるものとする。また、生徒等を避難させた場合及びあらかじめ定めたルールに基づき、生徒等を保護者に引き渡した場合は、市災害対策本部に対し速やかにその旨を連絡するものとする。

第6章 避難所等における医療体制

第1節 緊急被ばく医療

市は、県等と連携し避難者を対象に、避難退域時検査、ふき取り等の簡易除染、原子力災害拠点病院等への搬送等を行う。

また、市は、放射性ヨウ素による内部被ばくのおそれが生じた場合、医療関係者の指導のもと、安定ヨウ素剤の服用が適時かつ円滑に行えるよう、あらかじめ体制整備に努めるものとする。

【避難退域時検査とは】

OILに基づく防護措置として避難又は一時移転を指示された住民等（避難に使用された車両及びその乗務員や携行物品を含む。ただし、放射性物質が放出される前に予防的に避難した住民を除く。）を対象に放射線測定器を使用して、身体の表面における放射性物質の付着の有無を確認すること。

【簡易除染とは】

避難退域時検査場所において簡単に実施することのできる簡易な除染のこと。

【避難退域時検査会場】

避難退域時検査と簡易除染は、県が設置した会場で行うものとする。

【安定ヨウ素剤の服用】

放射性ヨウ素は、身体に取り込まれると甲状腺に集積し、数年から十数年後に甲状腺ガン等を発症させる可能性があることから、「原子力災害対策指針」に定める指標を超える放射性ヨウ素の放出又はそのおそれがある場合には、内部被ばくを低減させるため、避難に合せて安定ヨウ素剤の服用を指示する場合がある。

しかし、安定ヨウ素剤の効果は、服用の時期に大きく左右されること、また、副作用の可能性もあることから、国・県又は市等の指示に従って適切に服用する必要がある。

【県内の原子力災害拠点病院】

医療機関名	所在地	電話番号
鹿児島大学病院	鹿児島市桜ヶ丘8丁目35番1号	099-275-5111
済生会川内病院	薩摩川内市原田町2番46号	0996-23-5221

第2節 避難者の健康管理

市は、避難者に対し、放射線による被ばくや放射性物質による汚染、健康に及ぼす影響、生活環境の変化等による不安などに対応するため、県と連携し、必要に応じて、救護所等の設置、医師、看護師、保健師、管理栄養士等による巡回健康相談等を実施するものとする。

資 料

(原子力災害対策指針抜粋)

原子力事業者、国、地方公共団体が取ることを想定される措置等(1/2)
(発電用原子炉(第2③④)ただし重の場合を除く。)

注:本イメージは各主体の一般的な行動を示しており、各地域において、地域の特性等に応じて防護措置に係る各主体の行動をとることをとする。

		PAZ(～おおむね5km)			UFZ(おおむね5～30km)			UPZ外(おおむね30km～)					
		体制整備	情報提供	モニタリング	防護措置	体制整備	情報提供	モニタリング	防護措置	体制整備	情報提供	モニタリング	防護措置
警戒事態	事原子力事業者	・要員参加 ・情報収集、連絡体制の構築	・国へ通報	・敷地境界のモニタリング	—	—	—	—	—	—	—	—	—
	公共団体	・要員参加 ・情報収集、連絡体制の構築	・住民等への情報伝達	・緊急時モニタリングの準備	・要員参加 ・情報収集、連絡体制の構築	—	—	—	—	・要員参加 ・情報収集、連絡体制の構築	—	—	—
ただし、(原形法第十五条の四)の適用を要する場合は除く。)	事原子力事業者	・要員参加 ・情報収集、連絡体制の構築	・国及び地方公共団体へ通報	・敷地境界のモニタリング	—	—	・地方公共団体へ通報	—	—	—	—	—	—
	公共団体	・要員参加 ・情報収集、連絡体制の構築	・住民等への情報伝達	・緊急時モニタリングの実施	・要員参加 ・情報収集、連絡体制の構築	・住民等への情報伝達 ・今後の情報について住民等への注意喚起	・住民等への情報伝達 ・今後の情報について住民等への注意喚起	・住民等への情報伝達 ・今後の情報について住民等への注意喚起	・住民等への情報伝達 ・今後の情報について住民等への注意喚起	・要員参加 ・情報収集、連絡体制の構築	・住民等への情報伝達 ・今後の情報について住民等への注意喚起	—	—
緊急事態	事原子力事業者	・要員参加 ・情報収集、連絡体制の構築	・国及び地方公共団体へ通報	・敷地境界のモニタリング	・要員参加 ・情報収集、連絡体制の構築	・住民等への情報伝達 ・今後の情報について住民等への注意喚起	・住民等への情報伝達 ・今後の情報について住民等への注意喚起	・住民等への情報伝達 ・今後の情報について住民等への注意喚起	・要員参加 ・情報収集、連絡体制の構築	—	—	—	—
	公共団体	・要員参加 ・情報収集、連絡体制の構築	・住民等への情報伝達	・緊急時モニタリングの実施	・要員参加 ・情報収集、連絡体制の構築	・住民等への情報伝達 ・今後の情報について住民等への注意喚起	・住民等への情報伝達 ・今後の情報について住民等への注意喚起	・住民等への情報伝達 ・今後の情報について住民等への注意喚起	・要員参加 ・情報収集、連絡体制の構築	・住民等への情報伝達 ・今後の情報について住民等への注意喚起	・住民等への情報伝達 ・今後の情報について住民等への注意喚起	・緊急時モニタリングの準備 ・緊急時モニタリングの実施	・住民等への情報伝達 ・今後の情報について住民等への注意喚起
緊急事態	事原子力事業者	・要員参加 ・情報収集、連絡体制の構築	・国及び地方公共団体へ通報	・敷地境界のモニタリング	・要員参加 ・情報収集、連絡体制の構築	・住民等への情報伝達 ・今後の情報について住民等への注意喚起	・住民等への情報伝達 ・今後の情報について住民等への注意喚起	・住民等への情報伝達 ・今後の情報について住民等への注意喚起	・要員参加 ・情報収集、連絡体制の構築	—	—	—	—
	公共団体	・要員参加 ・情報収集、連絡体制の構築	・住民等への情報伝達	・緊急時モニタリングの実施	・要員参加 ・情報収集、連絡体制の構築	・住民等への情報伝達 ・今後の情報について住民等への注意喚起	・住民等への情報伝達 ・今後の情報について住民等への注意喚起	・住民等への情報伝達 ・今後の情報について住民等への注意喚起	・要員参加 ・情報収集、連絡体制の構築	・住民等への情報伝達 ・今後の情報について住民等への注意喚起	・住民等への情報伝達 ・今後の情報について住民等への注意喚起	・緊急時モニタリングの準備 ・緊急時モニタリングの実施	・住民等への情報伝達 ・今後の情報について住民等への注意喚起

原子力事業者、国、地方公共団体が保ることを想定される措置等(2/2)
 (発電用原子炉(第2②①)はし書の場合を除く。)

注1本イメージは各主体の一般的な行動を示しており、各地域においては、地域の特性等に依り、地域の特性等に依り、各主体の行動をより具体的に示す。

	PAZ(おおむね5km)※1				UPZ(おおむね30km)				UPZ外(おおむね30km～)			
	体制整備	情報提供	モニタリング	防護措置	体制整備	情報提供	モニタリング	防護措置	体制整備	情報提供	モニタリング	防護措置
O I L 1	原子力事業者	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—
	公共団体	—	—	—	—	・国及び地方公共団体へ通報 ・住民等への情報伝達	・緊急時モニタリングの実施 ・モニタリング情報の収集・分析 ・緊急時モニタリングの実施及び支援	【避難】 ・避難の実施 【避難】 ・避難の実施	—	—	—	【避難】 ・(近)避難の実施 【避難】 ・(近)避難の実施
O I L 2	原子力事業者	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—
	公共団体	—	—	—	—	・国及び地方公共団体へ通報	・緊急時モニタリングの実施 ・モニタリング情報の収集・分析 ・緊急時モニタリングの実施及び支援	【避難】 ・避難の実施 【避難】 ・避難の実施	—	—	—	【避難】 ・(近)避難の実施 【避難】 ・(近)避難の実施
O I L 4	原子力事業者	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—
	公共団体	—	—	—	—	・国及び地方公共団体へ通報	・緊急時モニタリングの実施 ・モニタリング情報の収集・分析 ・緊急時モニタリングの実施及び支援	【緊急時モニタリングの実施】 ・緊急時モニタリングの実施 【緊急時モニタリングの実施】 ・緊急時モニタリングの実施	—	—	—	【緊急時モニタリングの実施】 ・緊急時モニタリングの実施 【緊急時モニタリングの実施】 ・緊急時モニタリングの実施
O I L 6	原子力事業者	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—
	公共団体	—	—	—	—	・国及び地方公共団体へ通報	・緊急時モニタリングの実施 ・モニタリング情報の収集・分析 ・緊急時モニタリングの実施及び支援	【緊急時モニタリングの実施】 ・緊急時モニタリングの実施 【緊急時モニタリングの実施】 ・緊急時モニタリングの実施	—	—	—	【緊急時モニタリングの実施】 ・緊急時モニタリングの実施 【緊急時モニタリングの実施】 ・緊急時モニタリングの実施

※1…緊急事態区分の全面緊急事態においてPAZ内は避難を実施していることが前提。

O I L と防護措置について

	基準の種類	基準の概要	初期設置値 ^{※1}			防護措置の概要
緊急防護措置	O I L 1	地表面からの放射線、再浮遊した放射性物質の吸入、不注意な経口摂取による被ばく影響を防止するため、住民等を数時間内に避難や屋内退避等させるための基準	500 μ Sv/h (地上1mで計測した場合の空間放射線量率 ^{※2})			数時間内を目途に区域を特定し、避難等を実施。(移動が困難な者の一時屋内退避を含む)
	O I L 4	不注意な経口摂取、皮膚汚染からの外部被ばくを防止するため、除染を講じるための基準	β 線：40,000 cpm ^{※3} (皮膚から数cmでの検出器の計数率) β 線：13,000 cpm ^{※4} 【1ヶ月後の値】 (皮膚から数cmでの検出器の計数率)			避難基準に基づいて避難した避難者等をスクリーニングして、基準を超える際は迅速に除染。
早期防護措置	O I L 2	地表面からの放射線、再浮遊した放射性物質の吸入、不注意な経口摂取による被ばく影響を防止するため、地域生産物 ^{※5} の摂取を制限するとともに、住民等を1週間程度内に一時移転させるための基準	20 μ Sv/h (地上1mで計測した場合の空間放射線量率 ^{※2})			1日内を目途に区域を特定し、地域生産物の摂取を制限するとともに1週間程度内に一時移転を実施。
飲食物摂取制限 ^{※9}	飲食物に係るスクリーニング基準	O I L 6による飲食物の摂取制限を判断する準備として、飲食物中の放射性核種濃度測定を実施すべき地域を特定する際の基準	0.5 μ Sv/h ^{※6} (地上1mで計測した場合の空間放射線量率 ^{※2})			数日内を目途に飲食物中の放射性核種濃度を測定すべき区域を特定。
	O I L 6	経口摂取による被ばく影響を防止するため、飲食物の摂取を制限する際の基準	核種 ^{※7}	飲料水 牛乳・乳製品	野菜類、穀類、肉、卵、 魚、その他	1週間内を目途に飲食物中の放射性核種濃度の測定と分析を行い、基準を超えるものにつき摂取制限を迅速に実施。
			放射性ヨウ素	300 Bq/kg	2,000 Bq/kg ^{※8}	
			放射性セシウム	200 Bq/kg	500 Bq/kg	
			プルトニウム及び超ウラン元素のアルファ核種	1 Bq/kg	10 Bq/kg	
			ウラン	20 Bq/kg	100 Bq/kg	

※1 「初期設定値」とは緊急事態当初に用いるO I Lの値であり、地上沈着した放射性核種組成が明確になった時点で必要な場合にはO I Lの初期設定値は改定される。

※2 本値は地上1mで計測した場合の空間放射線量率である。実際の適用に当たっては、空間放射線量率計測機器の設置場所における線量率と地上1mでの線量率との差異を考慮して、判断基準の値を補正する必要がある。

※3 我が国において広く用いられている β 線の入射窓面積が20cm²の検出器を利用した場合の計数率であり、表面汚染密度は約120Bq/cm²相当となる。他の計測器を使用して測定する場合には、この表面汚染密度より入射窓面積や検出効率を勘案した計数率を求める必要がある。

※4 ※3と同様、表面汚染密度は約40Bq/cm²相当となり、計測器の仕様が異なる場合には、計数率の換算が必要である。

※5 「地域生産物」とは、放出された放射性物質により直接汚染される野外で生産された食品であって、数週間以内に消費されるもの(例えば野菜、該当地域の牧草を食った牛の乳)をいう。

※6 実効性を考慮して、計測場所の自然放射線によるバックグラウンドによる寄与も含めた値とする。

※7 その他の核種の設定の必要性も含めて今後検討する。その際、IAEAのGSG-2におけるO I L 6値を参考として数値を設定する。

※8 根菜、芋類を除く野菜類が対象。

※9 IAEAでは、O I L 6に係る飲食物摂取制限が効果的かつ効率的に行われるよう、飲食物中の放射性核種濃度の測定が開始されるまでの間に暫定的に飲食物摂取制限を行うとともに、広い範囲における飲食物のスクリーニング作業を実施する地域を設定するための基準であるO I L 3、その測定のためのスクリーニング基準であるO I L 5が設定されている。ただし、O I L 3については、IAEAの現在の出版物において空間放射線量率の測定結果と暫定的な飲食物摂取制限との関係が必ずしも明確でないこと、また、O I L 5については我が国において核種ごとの濃度測定が比較的容易に行えることから、放射性核種濃度を測定すべき区域を特定するための基準である「飲食物に係るスクリーニング基準」を定める。

防護措置実施のフローの例

